

老老発第 0410001 号 平成20年4月10日

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局老人保健課:



「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する 基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)の一部が平成20年4月10日に改正されることに伴い、関係通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、御了知の上、管内市町村(政令指定都市を含む。)、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定 施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関 する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第40号)の一部改 正

別紙1のとおり改正し、平成20年5月1日から適用する。

2 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施 上の留意事項について(平成 18 年老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老 老発第 0317001 号)の一部改正

別紙2のとおり改正し、平成20年5月1日から適用する。

3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する 費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基 準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に 要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定 に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基 準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について(平 成12年老企第41号)の一部改正

別紙3のとおり改正し、平成20年4月10日から適用する。